

認定・専門獣医師制度に関する検討について

認定・専門獣医師協議会が実施する認定・専門獣医師制度に関し、「認定・専門獣医師資格名の定義付け」及び「海外の専門獣医師資格の取扱い」について継続的に審議してきたところ、令和8年9月2日に開催した令和8年度第1回認定・専門獣医師協議会において、これら認定・専門獣医師制度の整備に向けた基本的な考え方を取りまとめた。

認定・専門獣医師資格名の統一及び海外の専門獣医師資格の扱いについて

令和8年9月2日

認定・専門獣医師協議会

認定・専門獣医師協議会は、認定・専門獣医師資格名の統一及び海外の専門獣医師資格の扱いについて、認定・専門獣医師制度の信頼性を確保するとともに、動物の飼育者をはじめとする国民に対して適切な獣医療情報を提供する観点から、認定・専門獣医師制度検討委員会における検討結果を踏まえ、審議を行った。その結果、以下の基本的な考え方で、認定・専門獣医師制度の整備を進めていくことが適当であるとの結論に至った。

1 認定・専門獣医師資格名の統一

資格名については、飼育者等にとって分かりやすい制度とするため、「認定獣医師」と「専門獣医師」の二本立てを基本とすることが適当である。

また、資格要件及び専門獣医師の位置付けについては、各専門性認定団体の自主性を尊重しつつ、認定獣医師資格には「一定の臨床経験及び学術活動、研修会の受講及び資格試験の合格」を要件とし、専門獣医師資格には「レジデント教育等の専門的な研修及び資格試験の合格」を要件として整理していくことが適当である。

さらに、現状では同一の資格名が複数存在する場合には専門性認定団体名を併記することで対応しているが、飼育者等にとってより分かりやすい制度とする観点から、同一資格名の解消について、該当する専門性認定団体において検討することを提案する。

2 海外の専門獣医師資格の取扱い

海外の専門獣医師資格を取得し、国内において高度な獣医療を提供している獣医師が数多く存在することから、海外の専門獣医師資格についても、国内資格と同様に本制度において認証の対象とすることが適当である。

海外資格の認証に当たっては、「農林水産大臣の指定を受けて獣医師の専門性に関する認定を行う者の指定等の基準」（令和5年3月18日付け5消安第7539号）に適合してい

ることを確認する必要がある。

このため、活動内容が類似する国内の学協会が、その専門分野に関連する海外の専門獣医師認定制度について、自らの専門獣医師制度の一部として本協議会へ申請する仕組みとすることを提案する。

なお、本協議会が海外の専門獣医師認定制度を一律に認証することは、第三者に対し制度の位置付けについて誤解を与えるおそれがあり、農林水産大臣が指定する認定要件確認機関として適当ではないと考えられる。